

令和4年（行コ）第10号 マスク着用義務不存在確認等請求控訴事件

控訴人 福地裕行

被控訴人 白糠町

控訴答弁書

令和4年6月27日

札幌高等裁判所 第3民事部 御中

〒085-0833 釧路市宮本1丁目3番11号

弁護士法人 笠井・伊藤法律事務所（送達場所）

TEL 0154-41-5734

FAX 0154-41-2895

被控訴人訴訟代理人弁護士 伊藤明日佳



〒085-0821 釧路市鶴ヶ岱1丁目10番47号

弁護士法人 稲澤法律事務所

TEL 0154-42-6924

FAX 0154-41-6849

被控訴人訴訟代理人弁護士 簗島弘幸



第1 控訴の趣旨（令和4年5月25日付控訴の趣旨変更申立書による変更後のもの）に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審の口頭弁論において述べたとおりであり、原判決は、結論において全て正当である。

控訴の趣旨変更申立書及び控訴理由書における控訴人の主張は、原審における主張の繰り返しや控訴人独自の見解に基づく原判決への批判にすぎず、これらの主張は、訴え却下ないし請求棄却との結論に何ら影響を及ぼさない。

以下では、変更後の控訴の趣旨の各項に対応する形で、原判決が正当であることについて述べる。

なお、略語については、原判決の定義に従う。

2 控訴の趣旨の二（令和2年3月3日関連）について

(1) 控訴人は、控訴の趣旨の二において、次のとおり請求している。

「1 主位的請求

白糠町議会がその議会運営委員会の協議に基づくものとして控訴人に対し令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務づけた処分を取り消す。

2 第1次予備的請求

白糠町議会の議長が控訴人に対し令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務づけた処分を取り消す。

3 第2次予備的請求

白糠町議会または同議長が控訴人に対し令和2年3月3日なしたマスク着用の要請を行った行為は違法無効であることを確認する。」

主位的請求は原審における本件請求①、第1次予備的請求は原審における本件請求②とほぼ同様である。

(2) 原判決は、大要、次のとおり判示し、原審で請求のあった本件請求①及び②にかかる訴えをいずれも却下した（原判決18頁～19頁）。

ア 町議会は、令和2年3月3日、その議会運営委員会において、マスクの着用を含む感染対策についての方針を確認し、その後の全員協議会において、マスクの着用を含む感染対策について申合せを行った（本件申合せ）ものと認められる。

イ 本件申合せの主体は全員協議会であって、この点に関し、議会運営委員会及び全員協議会が一体として何らかの行為を行ったとか、町議会の議長が何らかの行為を行ったとは認められないから、議会運営委員会又は議長が何らかの「処分」を行った事実は認められない。

したがって、本件請求①及び②は、取消を求める対象となる「処分」が存在しないから、その余の点について判断するまでもなく不適法である。

ウ なお、本件請求①について、控訴人は、全員協議会による本件申合せを「処分」と主張するものと解する余地もある。

しかしながら、行訴法3条2項にいう「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

全員協議会は、あくまでも町議会の議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行うための場であり、法的拘束力を持つ議決を行う権能を有する会議体ではないことからすれば、本件申合せは出席した議員全員で合意したことを示す事実上のものであって、これを法的に強制することは予定されていない。そうすると、本件申合せは、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものには該当しない。

したがって、本件申合せは「処分」とはいえないから、いずれにしても本件請求①及び②は不適法である。

(3) 主位的請求（原審における本件請求①）について

ア 原判決は、本件請求①について、議会運営委員会及び全員協議会が一体として何らかの行為を行ったとか、町議会の議長が何らかの行為を行ったとは認められないから、取消を求める対象となる「処分」が存在しないと認定し、訴えを不適法と判断した。

かかる判断は、前提となる事実の認定を含め、正当である。

イ この点、控訴人は、「控訴人が取消等を求める処分とは、行政事件訴訟法第3条第2項の『処分』であって、『行政庁の・・・その他公権力の行使にあたる行為』なのである。」と主張し、「原判決は『処分』の概念の解釈を著しく誤った」と主張する（控訴理由書12頁、18頁）。

しかし、本件申合せの主体が全員協議会（控訴人を含む議員全員）であることは、全員協議会記録（乙2）からも明らかであって、議会運営委員会や町議会の議長は主体ではない。

したがって、「行政庁の処分」のみならず、「その他公権力の行使にあたる行為」ととらえうる行為も存在しないのであるから、控訴人の控訴理由書における主張は、原判決の判断に影響を与えるものではない。

ウ また控訴人は、主位的請求に関し、原審の本件請求①では「協議に基づいて」とあったものを「協議に基づくものとして」と訂正しているが、この訂正も、原判決の認定に影響を与えるものではなく、結論には影響しない。

この点は、控訴の趣旨の三の主位的請求についても同様である。

(4) 第1次予備的請求（原審における本件請求②）について

ア 上記(3)で述べたとおり、本件申合せの主体は全員協議会であり、町議会の議長ではない。

被控訴人の町議会の議長が控訴人に対し、令和2年3月3日にマスク着用義務を告知した事実はなく、取消を求める対象となる「処分」（ここでいう「処分」には、「行政庁の処分」のみならず「その他公権力の行使にあたる行為」も含む）が存在しない。

したがって、本件請求②を不適法とした原判決は正当である。

イ なお、控訴人は、第1次予備的請求に関し、原審の本件請求②では「地方自治法第129条第1項に基づいて」とあったものを削除している。

この削除に関し、控訴人は、「議長の処分が地方自治法第129条第1項に基づくものか、議会運営委員会の協議を踏まえて行った別途の処分なのか、被控訴人の主張及び原判決の判断では明確ではない」と説明している（控訴の趣旨変更申立書3頁）。

しかし、上記のとおり、被控訴人は、町議会の議長が控訴人に対し、令和2年3月3日にマスク着用義務を告知した事実はなく、取消を求める対象となる「処分」が存在しないと主張し、原判決もこれを認めているものである。

「処分」が存在しないと判断している以上、その処分根拠に言及していないことは当然であり、この訂正も、原判決の認定に影響を与えるものではない。

(5) 第2次予備的請求について

ア 控訴審において追加した第2次予備的請求に関し、控訴人は、「『マスク着用の要請を行った行為』としたのは、この行為が処分であるのか、あるいは処分とはいえない要請であるのかが不明であるため、少なくとも違法性のある当該行為として特定するためである。」、「この行為主体が白糖町議会であるか、同議長であるのかについても、被控訴人の主張及び原判決の判断では明確ではないので、そのように表記した。」と述べている（控訴の趣旨変更申立書3頁）。

イ しかし、上記のとおり、本件申合せの主体は全員協議会である。被控訴人は、原審においても本件申合せの主体は全員協議会（控訴人を含む議員全員）であると主張しており、被控訴人の主張及び原判決の判断は極めて明確である。

したがって、「要請」であるか否かにかかわらず、町議会あるいは町議

会の議長が、「行政庁の処分」又は「その他公権力の行使にあたる行為」を行ったと解する余地はないのであって、確認を求める対象行為が存在しておらず、この点の訴えも不適法である。

ウ そもそも、確認の訴えは、現在の権利義務ないし法律関係の確認であり、即時に法律関係を確定することで現在の紛争を直接的かつ抜本的に解決するために適切かつ必要でなければならない（確認の利益）。

しかし、控訴人の主張によれば、控訴人が違法確認を求めている対象は過去に行われた「マスク着用の要請を行った行為」である。

「要請を行った行為」とは、「要請」との言葉どおり、あくまで相手に理解や協力を求める行為であって、権利義務や法律関係とはいえないが、その点を措いたとしても、控訴人の求める確認対象は、過去の権利義務または法律関係の違法確認であり、これが確認されたとしても現に存する法律上の紛争を直接かつ抜本的に解決するものとはいえないし、即時確定の必要性も全く認められない。

したがって、確認を求める対象行為が不存在である点を措いたとしても、控訴人の確認請求は、確認の利益を欠き、不適法である。

エ 以上より、第2次予備的請求も不適法であり、却下を免れない。

3 控訴の趣旨の三（令和3年7月5日関連）について

(1) 控訴人は、控訴の趣旨の三において、次のとおり請求している。

「1 主位的請求

白糠町議会の議長が、白糠町議会がその議会運営委員会の協議に基づくものとして控訴人に対し令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務づけた処分ないしは要請に基づいて、令和3年7月5日に議場に入場したマスク不着用の控訴人に対して告知した退場処分及びマスクを着用して再入場した控訴人に対して告知した発言禁止処分を取り消す。

2 第1次予備的請求

白糠町議会の議長が令和3年7月5日に議場に入場したマスク不着用の控訴人に対して告知した退場処分及びマスクを着用して再入場した控訴人に対して告知した発言禁止処分を取り消す。

3 第2次予備的請求

白糠町議会の議長が令和3年7月5日に議場に入場したマスク不着用の控訴人に対して告知した退場処分及びマスクを着用して再入場した控訴人に対して告知した発言禁止処分は違法無効であることを確認する。」

主位的請求は原審における本件請求③、第1次予備的請求は原審における本件請求④とほぼ同様である。

(2) 原判決は、大要、次のとおり判示し、原審で請求のあった本件請求③及び④にかかる訴えをいずれも却下した（原判決20頁～24頁）。

ア 令和2年3月3日に町議会の議会運営委員会が何らかの「処分」を行ったとは認められないし、全員協議会における本件申合せも「処分」には当たらないから、これらの「処分」に基づいて本件退去命令及び本件発言禁止命令が行われたという事実も認められない。

本件請求③については、取消を求める対象となる「処分」が存在しないから、その余の点について判断するまでもなく不適法である。

イ 裁判所法3条1項にいう一切の法律上の争訟とは、あらゆる法律上の係争を意味するものではなく、その中には事柄の性質上自律的な法規範を有する団体の内部規律の問題として自治的措置に任せるのを相当とするものがある。そして、普通地方公共団体の議会における法律上の係争については、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを相当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないと解するのが相当である（最高裁平成30年4月26日第一小法廷判決・集民258号61頁参照）。

普通地方公共団体の議会における法律上の係争について、これが司法審査の対象になるか否かについては、団体の目的・性質・機能、その自律性

・自主性を支える憲法上の根拠、紛争や争われている権利の性質等を考慮し、個別具体的に考察されるべきである。

ウ 本件退去命令及び本件発言禁止命令は、法129条1項が「その日の会議が終わるまで」に限定する規定を定めていることに照らし、本件会議についてのみ効力が生じるものであるから、これらの命令による控訴人の議員活動に対する制約は一時的なものにとどまるといえることができる。実際に、控訴人は、本件退去命令を受けた後も、そのまま議場にとどまり続け、いったん自ら退場したものの再入場して緊急質問の申立てを行い、これが議会運営委員会に諮られ、本件会議においても取り上げられた上で、採決において否決されるなど、当日の会議の閉会に至るまで本件会議に参加して議員としての活動を継続していたものであり、発言禁止についても、控訴人が本件会議で予定されていた議案とは関連しない内容について許可を得ずに不規則発言を繰り返し、これを制限されたものにすぎないから、議場において予定されている議員活動への影響は軽微であったといえる。

エ これらの命令は、これまでに議会運営の方針として控訴人も参加した全員協議会において少なくとも3回にわたって確認され、控訴人を含めた全議員が励行してきたマスクの着用という措置について、控訴人が本件会議において何ら予告なく着用しなかったことを受けて、出席議員から議事進行上支障があるとして動議が提出され、これが可決されたことから、議場の混乱を避けるため、議長の権限による一時的な制限措置として行われたものにすぎず、控訴人の本件会議における議員としての活動を一律に制限したものとはいえない。

オ 議会の自律的な権能は、憲法によって保障された地方自治の中核である団体自治の原則を実現する目的で、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく与えられたものであり、法は議会の自律的な権能を議会運営の面からも確保するため、議会の議長に対し、議場における出席者の発言の方法や対象を制御する権限及び議場の秩序維持のために議員の行動を

制限する権限を与えたものといえる。こうした議長による権限行使は、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保するためのものであり、地方自治の本旨である団体自治の観点から、十分に尊重されるべきである。

他方、住民自治の原則の観点からすれば、一般的には、住民の意思を反映する手段としての議員の活動に対する制約に対しては慎重に対処すべきであるといえるものの、本件において問題とされているのは、控訴人が議場内において議長の制止、命令に従わなかったことによる秩序維持のための退去命令及び発言禁止であって、法が本来予定している議長による一時的な制限措置の範囲にとどまるものであり、その影響も軽微であるから、その適否については、専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきものであるといえる。

そうすると、憲法及び法の規定を踏まえて、本件訴訟において争われている権利の性質等について個別具体的に検討しても、本件退去命令及び本件発言禁止命令に係る法的紛争については、議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきものであり、これを司法審査の対象とすることはできない。

(3) 主位的請求（原審における本件請求③）について

ア 原判決は、本件請求③について、令和2年3月3日に町議会の議会運営委員会が何らかの「処分」を行ったとは認められないし、全員協議会における本件申合せも「処分」にはあたらないから、これらの「処分」に基づいて本件退去命令及び本件発言禁止命令が行われたという事実も認められず、これらの命令は議長が法129条1項の議長権限に基づいて行ったものと認められるから、取消対象となる「処分」が存在しないと認定し、訴えを不適法とした。

かかる判断は、前提となる事実の認定を含め、正当である。

イ なお、控訴人は、主位的請求に関し、原審の本件請求③では「マスク着用を義務づけた処分に基づいて」とあったものを「マスク着用を義務づけ

た処分ないしは要請に基づいて」と訂正している。

この訂正に関し、控訴人は、「被控訴人及び原判決は、『処分』を、議会固有の条例等を制定する立法行為以外の議会の行政作用の行為である本件処分を『行政庁の処分』の概念に限定する誤りを犯していることから、『その他公権力の行使にあたる行為』を含むものとして、注意的に『要請』行為を例示したものである。」と説明する（控訴の趣旨変更申立書3～4頁）。

しかし、本件退去命令及び本件発言禁止命令は法129条1項の議長権限に基づいて行われたものである。

原審でも述べているように、被控訴人は、「令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務づけた処分ないしは要請」の存在自体を否認し、争うものであるが、いずれにせよ、本件退去命令及び本件発言禁止命令の適否は専ら町議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきものである。

最判平成30年4月26日集民258号61頁を踏まえて本件の個別具体的な事情を検討し、本件を「一般市民法秩序と直接関係を有しない内部的な問題」と認定して法律上の争訟性を否定した原判決の判断には何ら誤りは認められない。

ウ 控訴人は、控訴の趣旨の三の主位的請求及び第1次予備的請求に関し、本件退去命令及び本件発言禁止命令は法129条1項の議長処分として宣言されたものではなく、議会運営委員会の協議決定に基づくものであると議長は処分を宣言したと主張する。

その上で控訴人は、この処分は「その日の会議が終わるまで」という限定的なものではなく、議会運営委員会の協議決定に基づいて議長が正式な懲罰手続によらずして実質的な懲罰処分を行ったと主張している（控訴の趣旨変更申立書4頁）。

しかし、控訴人が、令和3年9月の第3回及び同年12月の第4回の町議会の定例会においても、マスクを着用せずに出席し、発言も行っている

ことは、原判決の認定のとおりである（原判決11頁・前提事実(4)イ）。

「その日の会議が終わるまで」という限定がない退去命令及び発言禁止命令が宣言された事実はなく、町議会の議長が控訴人に対し実質的な懲罰処分を行った事実はない。

(4) 第1次予備的請求（原審における本件請求④）について

第1次予備的請求は、主位的請求から「白糠町議会がその議院運営委員会の協議に基づくものとして控訴人に対し令和2年3月3日に告知したマスク着用を義務づけた処分ないしは要請に基づいて」との部分削っているものの、実質的な請求内容は主位的請求と同じである。

したがって、主位的請求に対する主張がそのまま妥当することから、第1次予備的請求も不合法であり、この点の原判決の判断にも誤りは認められない。

なお、控訴人は、第1次予備的請求に関し、原審の本件請求④では「地方自治法第129条第1項に基づいて」とあったものを削除している。

この削除に関し、控訴人は、「議長の処分が地方自治法第129条第1項に基づくものか、議会運営委員会の協議を踏まえて行った別途の処分なのか、被控訴人の主張及び原判決の判断では明確ではない」と説明しているが（控訴の趣旨変更申立書3頁）、被控訴人は、原審においても本件退去命令及び本件発言禁止命令は、議長が法129条1項の議長権限に基づいて行ったと主張しており、「議会運営委員会の協議を踏まえて行った別途の処分」であるなどといった主張はしておらず、原判決もそのような認定はしていないことは明らかである。

(5) 第2次予備的請求について

ア 控訴審において追加した第2次予備的請求に関し、控訴人は、「仮に、これが地方自治法第129条第1項の議長処分として、『その日の会議が終わるまで』という限定的なものであり、既にその効力が消滅したものであったとして、その処分の違法無効確認を求めることが許されるものであ

る。」「現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要な場合であるから、平成17年9月14日最高裁大法廷判決（民集第59巻7号2087頁）の説示からしても、その処分の違法無効の確認を求める利益は認められるべきである。」と主張する（控訴の趣旨変更申立書5頁）。

イ 控訴人の引用する最高裁判決は、在外国民の国政選挙における投票を認めていなかったことの立法不作為の違法性が争われた事案に対する判断である。

最高裁は、「投票することができる地位にあることの確認請求」について、公法上の当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法と判断し本案の審理をしている。

しかし、その余の違法確認請求は、「違法であることの確認を求める訴えは、過去の法律関係の確認を求めるものであり、この確認を求めることが現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要な場合であるとはいえない」として、不適法としている。

最高裁は、選挙権の性質及び重要性から「投票することができる地位にあることの確認請求」を適法と判断したにすぎず、本件のような違法確認請求が適法となる余地を広げたものではない。

ウ 法129条1項の議長処分の効力は「その日の会議が終わるまで」であり、すでに効力が消滅していることは明らかである。

控訴人の請求は、過去の法律関係の違法確認を求めるものであり、「この確認を求めることが現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要」ともいえない。

エ なお、控訴人が言及する最高裁昭和47年2月15日判決（民集第26巻1号30頁）は、遺言無効確認訴訟における確認の利益を肯定した判例である。

最高裁は、「いわゆる遺言無効確認の訴は、遺言が無効であることを確

認するとの請求の趣旨のもとに提起されるから、形式上過去の法律行為の確認を求めるとなるが、請求の趣旨がかかる形式をとつていても、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めると解される場合で、原告がかかる確認を求めるとつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されうるものと解するのが相当である。」と判示しており、あくまで「現在の特定の法律関係」の不存在確認につながることを理由に確認の利益を肯定している。

これに対し、控訴人が求める違法確認は、すでに効力が消滅した過去の法律関係に関する確認請求であり、現在の法律関係を確認するものではなく、上記判例の射程外である。

オ 以上により、第2次予備的請求も確認の利益を欠くものとして不適法であることから、却下を免れない。

4 控訴の趣旨の四（マスク不着用での出席・発言権の確認）について

(1) 控訴人は、「控訴人には、マスク不着用で白糠町議会の議場に出席して発言する権利があることを確認する」ことを求めている。これは、原審における本件請求⑤と同様である。

(2) 原判決は、本件請求③及び④に関する判示の理由を踏まえて、さらに次のとおり判示し、控訴人の上記確認の訴えを却下した（原判決26頁）。

ア 本件請求⑤は、行訴法4条に基づく当事者訴訟または民事訴訟として、控訴人がマスク不着用で町議会の議場に出席して発言する権利があることの確認を求めるとのである。

イ 控訴人が、議員として町議会の議場に出席して発言する一般的な権利・責務があることについては当事者間に争いが生じているものではないから、この点については確認の利益が認められない。

ウ また、「マスク不着用で」とする部分は、町議会の議場内における会議体の運営方法に関して裁判所に判断を求めるものである。議会の運営方法

については専ら町議会の自律性に委ねられるべき問題であるから、司法審査の対象外である。

- (3) これに対し、控訴人は、「一般論として出席発言の権利を求めているのではなく、マスク不着用で出席発言する権利のあることの確認は、被控訴人が争っていることからしても当然確認の利益があるのである。」（控訴理由書 27頁）と主張する。

しかし、控訴人の求める確認対象は、自律性が認められる「議会の運営方法」に関するものであり、司法審査の対象外である。

また、そもそも控訴人は、令和3年9月の第3回及び同年12月の第4回の町議会の定例会において、マスクを着用せずに出席し、発言も行っているのであって、控訴人が確認を求めている権利は実現されており、確認の利益が認められない。

- (4) したがって、控訴の趣旨の四の確認請求は、司法審査の対象外である点においても、確認の利益を欠く点においても不適法であり、原判決の判断には何ら誤りは認められない。

5 控訴の趣旨の五（賠償請求）について

- (1) 控訴人は、令和2年3月3日及び令和3年7月5日の各行為が国家賠償法上の違法行為にあると主張し、被控訴人に対し、20万円の損害賠償を求めている。これは、原審における本件請求⑥と同様である。
- (2) 原判決は、大要次のとおり判示し、本件請求⑥を棄却した（原判決27～28頁）。

ア 普通公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求は、私法上の権利利益の侵害を理由とする国家賠償請求であり、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適しないものとはいえないから、かかる訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たり、司法審査の対象となる。

イ 本件請求①から③までにおいて控訴人が主張する処分は、いずれも処分とは認められないことから、これらが国家賠償法上違法であるとはいえない。

ウ 本件請求④に係る処分（本件退去命令及び本件発言禁止命令）が国家賠償法上違法であるかどうかについて検討すると、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきである（最高裁平成31年2月14日第一小法廷判決・民集73巻2号123頁参照）。

本件退去命令及び本件発言禁止命令は、議会の内部自律の問題にとどまり、その解決は専ら議会の自律的、自主的な解決に委ねられるべきものであるから、これらが国家賠償法上違法となる余地はない。

(3) 原判決が本件賠償請求を司法審査の対象となると判断した点は遺憾ではあるが、議会の自律性を尊重し、請求を棄却した結論は正当である。

(4) 控訴人は、「国家賠償請求が認められるのは、その行為に処分性がなくとも、事実行為であっても、それに違法性が認められればよいのである。」（控訴理由書29頁）と主張し、原判決には理由齟齬の違法があると主張している。

しかし、控訴人が取消もしくは違法確認を求める事項は、いずれも議会の内部規律の問題にとどまるものであり、これらの事項を「事実行為」としてとらえたとしても、上記最高裁平成31年2月14日判決の判示を踏まえると、国家賠償法上違法とされる余地はないというべきである。

したがって、この点も、原判決の結論には影響しない。

(5) 控訴人は、控訴理由書においても、「違法性について」として、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について持論を展開しているが（13～16頁）、「国立感染症研究所」、「被告国」、「政府」、「国家」等の記載

が繰り返しなされていることから明らかなように、その主張の多くは国に対するものであって、被控訴人に直接あてはまるものではなく、これらの主張の適否にかかわらず、本件における違法性の根拠とはなりえない。

6 結語

以上のおりであって、原判決の判断に誤りはなく、本件控訴に理由がないことは明らかであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以 上